

# 施設利用料金改定のお知らせ

お客様各位

いつも大分県立美術館をご利用いただきましてありがとうございます。  
ます。

令和元年10月1日の消費税率引き上げに伴い、10月1日以降  
のご利用分については新料金にてご請求させていただくことになり  
ます。

その際、すでにご入金済みのお客様には別途差額のお支払いをお  
願いすることになりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上  
げます。

(公財) 大分県芸術文化スポーツ振興財団 美術館管理課  
TEL:097-533-4500 FAX:097-533-4567

# 大分県立美術館利用料金

## 1 展示室 A

(単位：円)

区 分	利用料金（1日）			
	利用面積			
	全体の場合	3/4の場合	1/2の場合	1/4の場合
展示室 A	37,700	28,270	18,850	9,420

備考 1 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。）並びに学校教育関係団体及び芸術・文化団体で知事の承認を得て公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団が定めるものが主催して芸術・文化活動として利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする（10 円未満切捨）。

備考 2 入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合及び営利目的で利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に 100 分の 140 を乗じて得た額とする（10 円未満切捨）。

## 2 展示室 B

(単位：円)

区 分	利用料金（1日）			
	利用面積			
	全体の場合	3/4の場合	1/2の場合	1/4の場合
展示室 B	37,700	28,270	18,850	9,420

備考 1 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。）並びに学校教育関係団体及び芸術・文化団体で知事の承認を得て公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団が定めるものが主催して芸術・文化活動として利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする（10 円未満切捨）。

備考 2 入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合及び営利目的で利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に 100 分の 140 を乗じて得た額とする（10 円未満切捨）。

## 3 アトリウム

(単位：円)

区 分	利用料金（1日）			
	250 m <sup>2</sup> 以内 を利用する 場合	250 m <sup>2</sup> を超 え 500 m <sup>2</sup> 以 内を利用 する場合	500 m <sup>2</sup> を超 え 750 m <sup>2</sup> 以 内を利用 する場合	750 m <sup>2</sup> を 超えて利 用する場 合
アトリウム	4,900	9,650	14,600	19,300

備考 1 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。）並びに学校教育関係団体及び芸術・文化団体で知事の承認を得て公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団が定めるものが主催して芸術・文化活動として利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする（10 円未満切捨）。

備考 2 入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合及び営利目的で利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に 100 分の 140 を乗じて得た額とする（10 円未満切捨）。

#### 4 研修室

(単位：円)

区 分	利用料金 (1 時間)
研修室	1,200

備考 1 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)並びに学校教育関係団体及び芸術・文化団体で知事の承認を得て公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団が定めるものが主催して芸術・文化活動として利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に100分の50を乗じて得た額とする(10円未満切捨)。

備考 2 入場料(入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。)を徴収する場合及び営利目的で利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に100分の140を乗じて得た額とする(10円未満切捨)。

#### 5 アトリエ

(単位：円)

区 分	利用料金 (1 時間)
アトリエ	1,200

備考 1 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)並びに学校教育関係団体及び芸術・文化団体で知事の承認を得て公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団が定めるものが主催して芸術・文化活動として利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に100分の50を乗じて得た額とする(10円未満切捨)。

備考 2 入場料(入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。)を徴収する場合及び営利目的で利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に100分の140を乗じて得た額とする(10円未満切捨)。

#### 6 付属設備

有料の付属設備及び器具名	利用単位 (1 回につき)	利用料金 (1 日当たり)
CD・MD プレーヤー	1 台	550 円
BD・DVD プレーヤー	1 台	550 円
プロジェクター	1 式	1,900 円
照明用スポットライト	1 台	70 円
電気自動車急速充電器	1 基	550 円

#### 7 駐車場

(単位：円)

駐車時間	利用料金
30 分以内	無料
30 分を超え 1 時間以内	200
1 時間を超え 30 分ごと	100

備考 1 大分パーキングネットが発行する大分市中心部共通駐車券により駐車場を利用した場合の利用料金は、1時間につき170円とする。

備考 2 23:00 から翌朝 8:00 までの間、駐車場を利用した場合の料金は、900円を上限とする。

## 8 観覧料

(単位：円)

区 分		利用料金（1人1回）	
		一般	大学生・高校生
所蔵作品展	個人	300	200
	団体（20人以上）	250	150

備考 1 「大学生・高校生」とは、大学の学生、高等専門学校の学生、高等学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。

備考 2 小学校及び中学校の児童又は生徒（これらに準ずる者を含む。）並びに未就学児が観覧する場合の利用料金は、徴収しない。

備考 3 県内の高等学校の生徒（これに準ずる者を含む。）並びに県内の小学校、中学校及び高等学校の児童又は生徒（これらに準ずる者を含む。）を引率する者が学校の教育課程に基づく教育活動として観覧する場合の利用料金は、徴収しない。

備考 4 知事が別に定める障害者等及びその付添人等が観覧場合の利用料金は、徴収しない。

備考 5 企画展の観覧料については、主催者が別途定めるものとする。